

令和7年度

固定資産税（償却資産）の申告の手引



新潟県五泉市

市税につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、固定資産税は土地や家屋のほかに償却資産にも課税され、償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在における償却資産について、その所在する市町村に申告していただくことになっております。

つきましては、別添のとおり申告書を送付いたしますので、下記により申告してくださるようお願いいたします。

●提出期限は、令和7年1月31日（金）です。

* 例年期限間近になると大変混雑しますので、1月17日（金）頃までの提出にご協力ください。

●お問い合わせは・・・

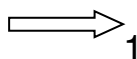
五泉市役所 税務課 資産税係
〒959-1692 新潟県五泉市太田 1094-1
0250-43-3911（内線 270~272）

村松支所 地域振興課 税務係
〒959-1705 新潟県五泉市村松乙 130-1
0250-58-7181（内線 614~617）

《目 次》

I. 償却資産とは？	2
1. 償却資産とは	2
2. 申告の対象となる資産	2
3. 申告の対象外の資産	2
4. 償却資産の具体例	3
5. 「家屋」と「償却資産」の区分	4
6. 少額償却資産等の取扱いについて（参考）	5
7. リース資産（借用資産）について	5
8. 償却資産の課税対象となる車両	6
II. 申告の方法について	7
1. 書類により提出される場合	7
2. eLTAx（電子申告）による場合	8
3. 課税標準の特例	9
III. 償却資産の評価について	10
1. 評価額の計算方法	10
2. 税額の計算方法	10
3. 国税との主な違い	11
4. 申告をされない場合または虚偽の申告をされた場合	11
IV. 償却資産の実地調査について	12
V. 記入例	13

※この部分を切り取り、封筒に
貼り付けてご利用ください。（別
途切手の貼り付けが必要です。）



切り取り線 ✂

〒959-1692
新潟県五泉市太田 1094 番地 1

五泉市役所 税務課 資産税係 行

I. 償却資産とは？

1. 償却資産とは

固定資産税における償却資産は、土地及び家屋以外の事業のために使用する資産です。

法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、その減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産、その他の政令で定める資産以外のものをいいます。（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）

2. 申告の対象となる資産

- (1) 令和7年1月1日現在五泉市内に所在する資産
- (2) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- (3) 建設仮勘定で経理されている資産（1月1日現在にその全部又は一部を事業の用に供している場合は、その全部又はその部分。）
- (4) 償却済資産（耐用年数を経過し、事業の用に供している資産）
- (5) リース（借用）資産。→5 ページ参照
- (6) 遊休資産（稼働を停止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (7) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- (8) 改良費（資本的支出：資産価値を増加させるため、使用可能期間を延長させるために資産に対して追加的に支出される費用。新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
- (9) 大型特殊自動車 →6 ページ参照
- (10) 福利厚生のに供している資産

3. 申告の対象外の資産

- (1) 自動車税又は軽自動車税の対象となる自動車（軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、及び二輪の小型自動車） →6 ページ参照
- (2) 無形減価償却資産（ソフトウェア、特許権、営業権等）
- (3) 生物（観賞用、興行用は申告の対象です。）
- (4) 書画骨董（装飾目的のみの使用であれば、申告の対象です。）
- (5) 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満で、一時に損金もしくは必要な経費に算入された資産。または、取得価額20万円未満で、3年間で一括して損金もしくは必要な経費に算入された資産。→5 ページ参照
- (6) 平成20年4月1日以降に締結されたファイナンス・リース契約にかかるリース資産で、取得価格が20万円未満のもの。

4. 償却資産の具体例

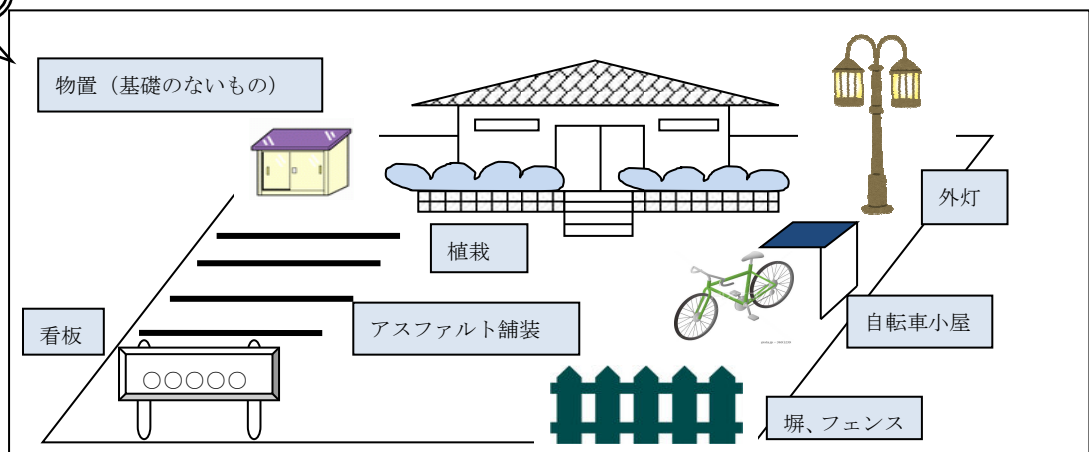
【業種別の具体例】

業 種	申告対象となる主な償却資産の例示
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、外構工事、内装・内部造作等、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、LAN設備、その他
製造業	各種機械設備（金属製品製造設備、食料品製造設備等）、旋盤、ボール盤、梱包機、その他
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機、その他
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、除雪車、フォーク・リフト等の大型特殊自動車、その他
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備、その他
料理飲食店業	テーブル、椅子、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、厨房用品、レジスター、その他
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付きも含む。）、その他
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、その他
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、その他
不動産貸付業 駐車場業	門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装路面、受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、その他
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、その他
農 業	ビニールハウス、乾燥機、糶摺り機、選別計量機、調整機、その他 ※アタッチメントは、車両本体と所有者が異なる場合のみ申告対象です。
再生可能エネルギー発電事業	太陽光パネル（※屋根材として家屋の評価に含まれたものを除く。）、架台、付属装置 遠隔監視装置、その他

【資産種類別の具体例】

資産の種類		申告対象となる主な償却資産の例示
1	構築物	舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設、外構工事、看板（広告塔等）、外灯、ゴルフ練習場設備、受・変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備、太陽光パネル等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」の車両）、構内運搬車、貨車、客車等 ※自動車税、軽自動車税の対象を除く。
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

構築物の例



5. 「家屋」と「償却資産」の区分

家屋（建物）が自己所有であるか、借家であるかによって、区分が異なります。

①自己所有の家屋で事業をしている場合

特定の生産または業務の用に供されるものや独立した機械・装置としての性格が強いもの、家屋と構造上一体でないものについて、償却資産の申告が必要です。

②借家で事業をしている場合

借りている方が取り付けた内装・造作及び建築設備（エアコン等を含む）等について、償却資産の申告が必要です。

*なお詳細については、市役所税務課資産税係までお問い合わせください。

6. 少額償却資産等の取扱いについて（参考）

【個人の場合】

取得時期	取得価格	国税の取り扱い	償却資産申告の要否
平成元年 3 月 31 日までに取得した資産	10 万円未満	必要経費	不要
	10 万円以上	減価償却	要
平成元年 4 月 1 日から 平成 10 年 12 月 31 日までに取得した資産	20 万円未満	必要経費	不要
	20 万円以上	減価償却	要
平成 11 年 1 月 1 日以後取得した資産	10 万円未満	必要経費	不要
	10 万円以上	3 年一括償却	不要
	20 万円未満	減価償却	要
	20 万円以上	減価償却	要

【法人の場合】

取得時期	取得価格	会計処理方法	償却資産申告の要否
平成元年 3 月 31 日までに取得した資産	10 万円未満	損金算入	不要
		減価償却	要
	10 万円以上	減価償却	要
平成 10 年 3 月 31 日以前に開始された事業年度に取得した資産	20 万円未満	損金算入	不要
		減価償却	要
	20 万円以上	減価償却	要
平成 10 年 4 月 1 日以後に開始された事業年度に取得した資産	10 万円未満	損金算入	不要
		3 年一括償却	不要
		減価償却	要
	10 万円以上 20 万円未満	3 年一括償却	不要
		減価償却	要
		減価償却	要

※国税においては、租税特別措置法の規定により、中小企業者等が平成 15 年 4 月 1 日以降に取得した 30 万円未満の資産を一括で損金に算入できますが、償却資産の申告が必要となります。

7. リース資産（借用資産）について

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
リース期間満了と同時に資産が回収される場合	申告不要	申告が必要(※注)
リース期間満了と同時に資産が借りている方の所有となる場合	申告が必要	申告不要

(※注)資産を貸している方が資産を取得した時の価格が 20 万円未満の場合、償却資産の申告は不要です。

8. 償却資産の課税対象となる車両

下表の大型特殊の要件に該当する場合は、大型特殊自動車となり、償却資産の申告が必要です。ナンバー登録の有無にかかわらず、償却資産申告をお願いします。

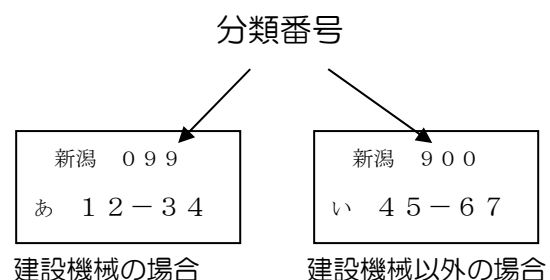
また、要件に該当しない場合は、小型特殊自動車です。償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車税の登録が必要です。市役所税務課市民税係、もしくは村松支所地域振興課税務係で手続きをしてください。

大型特殊 自動車の 種 類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車の要件
一般用 ・ 作業用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	下記項目に1つでも該当する場合は、大型特殊自動車です。 ①最高速度が <u>1 5 km/h</u> を超える。 ②長さが <u>4 . 7 m</u> を超える。 ③幅が <u>1 . 7 m</u> を超える。 ④高さが <u>2 . 8 m</u> を超える。
農 耕 作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が <u>35 km/h 以上</u> の場合は大型特殊自動車です。
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車です。

(参考) 大型特殊自動車でナンバー登録をしている場合、分類番号で区分されています。

①建設機械 「0」、「00～09」、「000～099」

②建設機械以外 「9」、「90～99」、「900～999」



記入の詳細は、13～15 ページの
「記入例」をご参照ください。

Ⅱ. 申告の方法について

1. 書類により提出される場合

○下記の提出書類を市役所税務課資産税係もしくは、村松支所地域振興課税務係まで郵送またはご持参下さい。

○控えが必要な方は事前にコピーをした上で申告書をご提出ください。

【初めて申告される方】

提出書類 申告区分	償却資産 申告書	種類別 明細書	記入等の注意事項
申告する資産がある方	○	○	種類別明細書に1月1日現在の全資産を記入してください。
申告する資産がない方	○	—	申告書備考欄の「③該当資産なし」に○をつけてください。

【今までに申告したことがある方】

提出書類 申告区分	償却資産 申告書	種類別 明細書	記入等の注意事項
資産の増減がない方	○	○	申告書備考欄の「①昨年の申告資産に増減なし」に○をつけてください。
資産の増減がある方	○	○	申告書備考欄の「②増加・減少資産あり」に○をつけてください。 【増加資産】 種類別明細書の異動区分「1 増加」に○をつけ、増加資産をすべて記入してください。 【減少資産】 種類別明細書の異動区分「3 減少」に○をつけ、減少資産について記入してください。
申告すべき資産がない方	○	—	申告書備考欄の「③該当資産なし」に○をつけてください。
事業をやめた方	○	○	申告書備考欄の「④廃業・解散・転出等」の該当するものに○をつけ、異動年月日を記入してください。
前年度申告の内容に 修正・訂正がある方	○	○	種類別明細書の異動区分「2 訂正」に○をつけ、変更後の内容を朱書き訂正してください。

【事業所独自の申告書を使用される方】

○1月1日現在の全資産を申告してください。

○資産の増減または内容の修正がある場合は、増加・減少資産、修正内容がわかるように記載をして申告してください。

2. eLTAX（電子申告）による場合

- エルタックス
○eLTAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、申告データを
送信していただく方法です。送信された申告データはポータルセンターを通じて五泉市役所
に配信されます。
- 電子申告を行う場合は、電子証明等を取得された上で eLTAX ホームページに利用届出を行
い、地方公共団体の審査を事前に受けていただくことが必要です。
- 五泉市では、「プレ申告データ」を送信することが出来ませんので、予めご了承ください。



eLTAX の利用・登録等の詳しい情報は… <https://www.eltax.lta.go.jp/>

様式の種類	記入等の注意事項
償却資産申告書	前年度の内容に変更がある場合は、備考欄へ修正内容を記入してください。 (例) 増加資産あり 等
種類別明細書	電子申告される方は 全資産を申告してください。 ※増加、減少資産や修正する資産については、該当資産及び異動理由がわかるように 摘要欄に必ず記載をしてください。 <u>摘要欄に記載がない場合は、変更なしとみなします。</u> 前年度の申告内容に誤りがあって、訂正した場合は、摘要欄に「訂正」と記入してく ださい。 耐用年数省令の改正により耐用年数の変更をする場合は、摘要欄に「改正」と記入し てください。

- ※ 「訂正」（耐用年数の変更含む）の場合は、資産の原始取得時に遡って再評価を行います。
- ※ 「改正」後の耐用年数を用いて行う償却資産の評価は、平成 21 年度から変更後の減価残存率を用い
て、評価額を算出します。

3. 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等の規定により、一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

課税標準の特例に該当する資産がある場合は、種類別明細書の摘要欄に「特例」と記入してください。また、特例を受ける初年度は、特例適用を確認できる資料（許認可書の写しなど）の提出が必要となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

【課税標準の特例となる主な例】

適用対象資産	取得年月	根拠規定	適用期間	特例率
ガス事業用資産		地方税法第349条の3第2項	最初の5年間	1/3
			次の5年間	2/3
汚水又は廃液の処理施設	令6.4.1～令8.3.31	地方税法附則第15条第2項第1号 市税条例附則第9条の2第1項	期限なし	1/2 (わがまち特例)
公共下水道を使用する者が設置した除害施設	令6.4.1～令8.3.31	地方税法附則第15条第2項第5号 市税条例附則第9条の2第2項	期限なし	3/4 (わがまち特例)
先端設備等導入計画（従業員への賃上げ表明なし）に基づき取得した一定の設備 ※	令5.4.1～令7.3.31	地方税法附則第15条第44項	3年間	1/2
先端設備等導入計画（従業員への賃上げ表明あり）に基づき取得した一定の設備 ※	令5.4.1～令6.3.31	地方税法附則第15条第44項	5年間	1/3
	令6.4.1～令7.3.31		4年間	

※ 先端設備等導入計画を策定し五泉市商工観光課から認定を受ける必要があります。



Ⅲ. 償却資産の評価について

1. 評価額の計算方法

- ・前年中に取得された償却資産 評価額 = 取得価格 × (1 - r / 2)
- ・前年前に取得された償却資産 評価額 = 前年度の評価額 × (1 - r)

※ r : 減価率

【減価残存率表】

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1 - r/2	1 - r			1 - r/2	1 - r			1 - r/2	1 - r
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915				
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	45	0.050	0.975	0.950
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921				
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	50	0.045	0.977	0.955
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926				
16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928				

2. 税額の計算方法

$$\text{税額} = \text{課税標準額の合計} \times \text{税率} (1.4 / 100)$$

※課税標準額・・・各資産の評価額です。

※免税点・・・・課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。

(免税点未満になるかどうかは、課税標準額を算出した結果によって判断しますので、資産の多少にかかわらず申告してください。)

3. 国税との主な違い

項 目	国税の取り扱い	償却資産申告の取り扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価（償却）の方法	定率法または定額法の選択制度	「固定資産評価基準」の減価率
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	○	×
特別償却・割増償却	○	×
増加償却	○	○
陳腐化資産 （耐用年数の短縮）	○	○
評価額の最低限度額 （償却可能限度額）	備忘価格（1 円）まで	取得価格の5%
改良費（資本的支出）	原則区分評価（一部合算も可）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）
少額資産の取り扱い	※5ページを参照ください	

4. 申告をされない場合または虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされなかったり、虚偽の申告をされたりしますと、地方税法及び市税条例の規定により罰則の適用を受けることがあります。



Ⅳ. 償却資産の实地調査について

五泉市では、償却資産所有者のみなさまのご協力のもと、償却資産の实地調査を実施しています。

具体的には次のような調査を行い、資料の提出や立会いによる調査協力をお願いしています。また調査に伴い、修正申告をしていただく場合があります。

- (1) 資産の所在地における实地調査
- (2) 郵送等による帳簿等(写し)の提出依頼
- (3) 事業所訪問による聞取りや帳簿等の調査
- (4) 担当税理士・公認会計士事務所訪問による聞取りや帳簿等の調査
- (5) 税務署における法人税・所得税申告書閲覧調査（地方税法第354条の2による）

＊帳簿等・・・基本的に国税申告書添付書類（減価償却資産内訳・明細書、減価償却費の計算書など）や、事業所備付けの固定資産台帳など。

实地調査とは…

实地調査は地方税法第353条及び第408条に基づき任意に実施されますので、強制的に行われるものではありませんが、正当な理由なく拒否された場合には、罰則規定（地方税法第354条）が適用されることがあります。

償却資産の申告及び調査につきましては、今後ともみなさまのご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。